

令和2年5月26日

町立小・中学校 在籍児童生徒
保護者のみなさまへ

立山町教育委員会

立山町立小・中学校の再開について（お知らせ）

平素より町教育行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

町立小・中学校については、令和2年4月10日より臨時休業を実施しているところですが、新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動を実施していくため、次のとおり学校を再開することとしました。

なお、本件については現時点の予定であり、今後の感染状況等に応じて変更することがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1. 学校再開について

令和2年6月1日（月）から、学校を再開します。

※同日より、学校給食も再開します。

2. 児童生徒等の感染が確認された場合等について

令和2年4月6日付『新型コロナウイルス感染症にかかる出席等の取扱いについて』に基づき、関係機関と協議のうえ、出席停止、学級閉鎖、又は臨時休業の取扱いとします。

※当該お知らせ文書「4.その他」の1つ目の文中、「児童生徒等に 37.5℃以上の発熱・せき等」を「児童生徒等に 37.0℃以上の発熱・せき等」に変更します。

3. 今後の対応等について

上記の他、詳細については、今後、各学校のホームページに掲載されますので、そちらをご覧ください。ホームページの閲覧ができない場合は、各学校へお問い合わせください。

また、その他の必要事項については、今後の県内や町内の感染症の状況を考慮し検討します。今後の対応にかかる新たな決定や変更がありましたら、町公式ホームページ及び各学校のホームページに随時掲載します。

【問い合わせ先】

教育課学校教育係

TEL 462-9981（直通）

令和2年4月6日

立山町立小中学校
保護者各位



立山町教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る出席等の取扱いについて

日頃より、本町の教育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年度第1学期が始まりましたが、現在、新型コロナウイルス感染者が県内でも発生しており、各学校においては、児童生徒の健康観察や全員のマスク着用をはじめ、できる限りの感染予防対策を講じております。

つきましては、今後の感染状況等による出席等の取扱いについては、以下のとおりとします。

1. 児童生徒等の本人が感染した場合

- ・学校保健安全法第19条に基づき、**出席停止**となります。
(本人が欠席した日の前日から起算して原則14日間)
- ・状況によっては、臨時休校、学級閉鎖を実施します。

2. 児童生徒等が濃厚接触者として特定された場合

- ・学校保健安全法第19条に基づき、**出席停止**となります。
(新型コロナウイルスの感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日間)
- ※児童生徒等が無症状のときであっても、検査を受けていただきますようお願いします。

3. 児童生徒等の家族等が濃厚接触者として特定された場合

- ・児童生徒等が無症状の場合であっても学校保健安全法第19条に基づき、**出席停止**となります。
※出席停止期間は、家族等が新型コロナウイルスの感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日間とします。
- ・当該出席停止期間中、家族等に新型コロナウイルスの感染症の陽性反応出た場合は、児童生徒が家族等と最後に濃厚接触した日から起算して、さらに14日間の期間の延長とします。

4. その他

- ・上記1～3以外の場合であって、児童生徒等に37.5℃以上の発熱・せき等の風邪の症状が見られる場合は、無理せずに自宅待機をお願いします。
- ・保護者の判断により、児童生徒を欠席させる場合については、**出席停止**とします。
- ・感染の疑い等があれば、**中部厚生センター**（電話番号 076-472-0637）へご相談をお願いします。また、そのような場合は、学校へもご連絡願います。
- ・教職員が感染した場合等についても児童生徒同様に取り扱います。
- ・手洗い、うがいの励行のほか、不要・不急の外出は、控えていただきますようお願いいたします。